

消費者庁等移転推進協議会設置要綱（案）

（設置）

第 1 条 徳島県における消費者庁・消費者委員会・国民生活センター（以下、「消費者庁等」という。）の移転の実現に向けた取り組みを県を挙げて強力に推進するため、各界代表者に加え、地域や住民の代表者からなる「消費者庁等移転推進協議会」（以下、「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）徳島県との連携による国等への要請活動
- （2）挙県一致による徳島誘致のさらなる機運醸成
- （3）挙県一致による受入体制の整備

（4）消費者行政新未来創造オフィス（仮称）の活動支援

（とくしま消費者行政プラットフォームの県との共同設置を含む）

（5）その他、消費者庁等の移転推進に必要な事項に関すること。

（組織）

第 3 条 協議会は、別表 1 に掲げる委員をもって構成する。

2 協議会には会長、副会長を置く。

3 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員の任期が満了となったとき、委員から特別の申し出がない限り自動的に再任されるものとする。

（会長、副会長）

第 4 条 会長は、委員の互選により選任する。

2 副会長は、会長の指名により選任する。

3 会長は、協議会の会務を総理する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

（会議）

第 5 条 協議会は会長が招集する。

2 会長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

（事務局）

第 6 条 協議会の事務を処理させるため、徳島県危機管理部県民くらし安全局消費者行政推進課に事務局を置く。

（その他）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 29 年 2 月 8 日から施行する。

2 この要綱による協議会の最初の委員の任期は、第 3 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 29 年 1 2 月 3 1 日までとする。